

独立行政法人 農業生物資源研究所  
理事長 石毛 光雄 殿

## 平成17年度 監事監査報告

私たち監事は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの平成17事業年度における独立行政法人農業生物資源研究所の業務及び会計経理につき監査をいたしました。その結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監事監査の方法の概要

業務に関する監査は、平成17年度監事監査計画に基づき、1) 関係諸法令及び諸規程等の実施状況、2) 独立行政法人通則法第30条に規定する中期計画及び同法第31条に規定する年度計画の実施状況、3) 独立行政法人農業生物資源研究所法第3条に規定する目的に対する業務の運営状況、4) 組織及び人事管理の状況、5) 予算、事業計画及び資金計画の執行状況等につき理事会等の重要会議に出席し、必要に応じ意見を述べるとともに、重要な決済文書等を閲覧し、また、全部門に対する実地監査・情報交換、各部門からの書面の監査、対面監査等により行いました。

また、会計経理に関し独立行政法人通則法第38条第1項に規定する財務諸表、同法第38条第2項に規定する決算報告書及びこれらに係る関係帳簿等の監査を行うとともに、同法第39条に規定する会計監査人が行う財務諸表等の監査につき報告及び説明を受け検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- 1) 第1期中期計画及び平成17年度計画に関する業務報告の内容は正確であり、関係諸法令及び諸規程等に従い独立行政法人農業生物資源研究所の状況を正しく示していると認めます。
- 2) 独立行政法人農業生物資源研究所法第3条に規定する目的及び同法第10条に規定する業務の範囲に基づいて適切に業務が運営されていると認めます。
- 3) 財務諸表は法人の財政状況、運営状態等財務運営に関する情報を正しく示していると認めます。
- 4) 決算報告書は予算の区分に従って決算の状況を正しく示していると認めます。
- 5) 会計監査人の財務諸表等の監査について、監査の方法及びその結果は相当であると認めます。

なお、平成17年度における現金等の出納及び保管状況、資産の取得、管理及び処分の状況、契約の締結及び執行の状況等について、必要に応じ関係書類の閲覧及び直接担当者より報告及び説明を受ける等により監査した結果、適切に処理されていると認めます。

平成18年6月8日

独立行政法人 農業生物資源研究所

監事

塩代義之

監事

元井茂子